

(6) ペアレント・トレーニングの開催

実績

発達障がいなどのある子どもを持つ保護者を対象に、子どもの行動理解や行動療法(肯定的な注目の仕方、上手な指示の出し方など)に基づいた効果的な対応法をまなび、よりよい親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目的としてペアレント・トレーニングを実施しています。

保護者にとって利便性が高く、安心できる場所である区役所での開催で、地域的なつながりのある保護者同士が共感し、身近な仲間づくりができ、ともに支えあいながら子育てに取り組めるメリットがあります。

■ペアレント・トレーニングの開催実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	6回	7回	7回	7回
参加数	6組	8組	10組	8組

■その他

- ・講師からの具体的な助言や、普段の子どもとの関わりに直接役に立つ内容でもあることから、毎回参加者の満足度も高い講座となっています。
- ・これまでは主に乳幼児～低学年向けの内容で実施してきましたが、高学年～中学生の子どもを持つ保護者のニーズもあることから、令和6年度からは新たに高学年～中学生の子どもを持つ保護者向けの講座を開設しています。

(7) 子育て支援室への相談・研修会などの開催

実績

子育ての不安を解消するため、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談体制の充実を図り、重大な児童虐待の防止や「ヤングケアラー」問題など、子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に対応しています。

- ・児童虐待になる前の状態の保護者を一人にすることがないように、子育てに対する不安や悩み、子育て環境におけるさまざまな課題を持つ保護者の早期発見・早期着手に努めています。
- ・児童・生徒の抱える問題の複雑化に対し、学校だけではなく専門的見地において、地域や関係機関とのネットワークを強化しながら問題解決を図っています。
- ・4歳児へのポピュレーションアプローチを行うことにより「大阪市版ネウボラ」の充実を図り、児童虐待防止につなげています。

■子育て支援室相談件数(来所・電話・メールなど相談延べ件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所相談	2,669件	3,408件	2,719件	2,397件
電話相談	61件	69件	41件	23件
メール相談	2件	41件	24件	14件

■学習・啓発の機会の提供

研修名	子ども虐待対応の基礎知識	ペアレントトレーニングによるアプローチ(支援者向け講座)
開催日	令和2年12月10日	令和4年1月14日・15日
実施場所	クレオ大阪子育て館	北区役所
参加者数	15名	43名
内容	《講演》 北区スクールソーシャルワーカー 橋本 めぐみ 氏	《講義と実習》 言語聴覚士 藤川 典子 氏

研修名	児童虐待対応について(新園対象)	児童虐待対応の基礎知識と対応の方法について
開催日	令和4年8月2日	令和6年2月6日
実施場所	北区役所	北区役所
参加者数	6名	48名
内容	《講義と実習》 NPO法人児童虐待防止協会 企画専門員 神田 眞知子 氏	《講義と実習》 NPO法人児童虐待防止協会 企画専門員 神田 眞知子 氏

(8) 北区こども家庭センターの設置

実績

「改正児童福祉法」に基づき、大阪市では、令和6年4月に、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する包括的な相談支援などを行なうため、各区保健福祉センターに「こども家庭センター」を設置しました。

〈主な役割〉

身近に相談者がいないなど、孤立化が進む妊産婦や子育て家庭に、出来るだけ早期に関わり、区が確実に支援につなぐための支援計画(サポートプラン)を立案し実施していく。

北区では、こども家庭センターの「合同ケース会議」を定期的に開催し、保健師などの在籍する関係機関を交えて、対応方針について検討・調整を行っています。

子育て支援全般にかかる課題と方向性

主任児童委員や地域に根づいた組織などと連携し、積極的な情報発信と地域連携を行うことにより、育児の悩みや不安を抱える保護者の早期支援に努めるとともに、家庭や学校以外に居場所を求める子どもの支援についても取り組みを進め、引き続き、子どもの居場所づくりの支援や地域密着の相談イベントの開催などを通じ、誰もが孤立しない子育て環境整備を推進します。

- 子育てに関する取り組み内容やイベントなどの告知を積極的に行うとともに、時代にあった取り組みを実践するため、関係機関などとの定期的な意見交換についても行います。
- 地域で活動していただいている関係団体に対する学習機会を提供するなど、子育てに関する担い手を増やすとともに、交流や連携を推進します。

取り組みの柱 3 ふくしのまなび

① 福祉マインド(意識)の向上

- 福祉教育の推進
- 認知症サポーター養成講座
- 情報発信の強化
- 多様性を尊重し、認めあい、ともに暮らす地域づくりを考える場づくり
- 生活課題について、我が事・丸ごとで受け止め、自発的な活動を推進する

② 福祉人材の育成支援

- ボランティア・市民活動の相談窓口の充実
- 地域の住民の地域福祉活動への参画
- 認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体を増やす取り組み
- 認知症の人に優しいまちづくり
- 福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実
- 近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画推進
- 若年世代へのボランティア活動への参加促進
- 同世代が抱える課題の共有、課題解決力の向上

① 福祉マインド(意識)の向上

福祉教育の推進を、以下の3つの側面からアプローチを進めてきました。

(1) 福祉のこころをはぐくむ(心情の育成)

(2) 福祉についての理解を深める(知的理解)

- ・座学として、福祉そのものを知識としてまなぶ
- ・障がい当事者の暮らしから、福祉に関する現状を知る
- ・福祉に関する取り組みを知る

(3) 小地域の担い手や福祉に関わる実践力をはぐくむ(実践力の育成)

また、さまざまな“ふくしのまなびの場”の機会をつくり、地域住民が主体的に福祉活動に携われるよう進めるとともに、福祉教育を学校や地域・企業との交流の機会とも捉え、連携・協働し、相互に理解し支え合える地域づくりを進めてきました。

実績

福祉意識の向上のため、北区社会福祉協議会を中心に地域・学校・企業等との協働により地域住民、小・中学校や大学、専門学校などを対象にした福祉教育、職業体験学習、障がい当事者の講話・交流などを実施しました。

■小中学校・地域住民・専門学校などを対象にした福祉教育の実施

(区社協による取り組み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	7回	11回	16回	11回
参加者数	502名	598名	823名	626名
内容	地域福祉について・ボランティア活動について・車いす体験など			

■小・中学校や企業などでの認知症サポーター※養成講座

(区社協による取り組み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1回	6回	18回	18回
参加者数	63名	87名	355名	501名
内容	認知症ポーター養成講座			

■北区ボランティア・市民活動センター(愛称:北ボラ)※登録者数(令和6年6月末)

個人	21名
団体	36グループ

■北区学校活動有償ボランティア派遣事業の実施

北区内の大阪市立幼稚園・小学校・中学校及び大阪市立弘済小中学校において、発達障がいや不登校などの課題解決に向けた環境支援を行う。

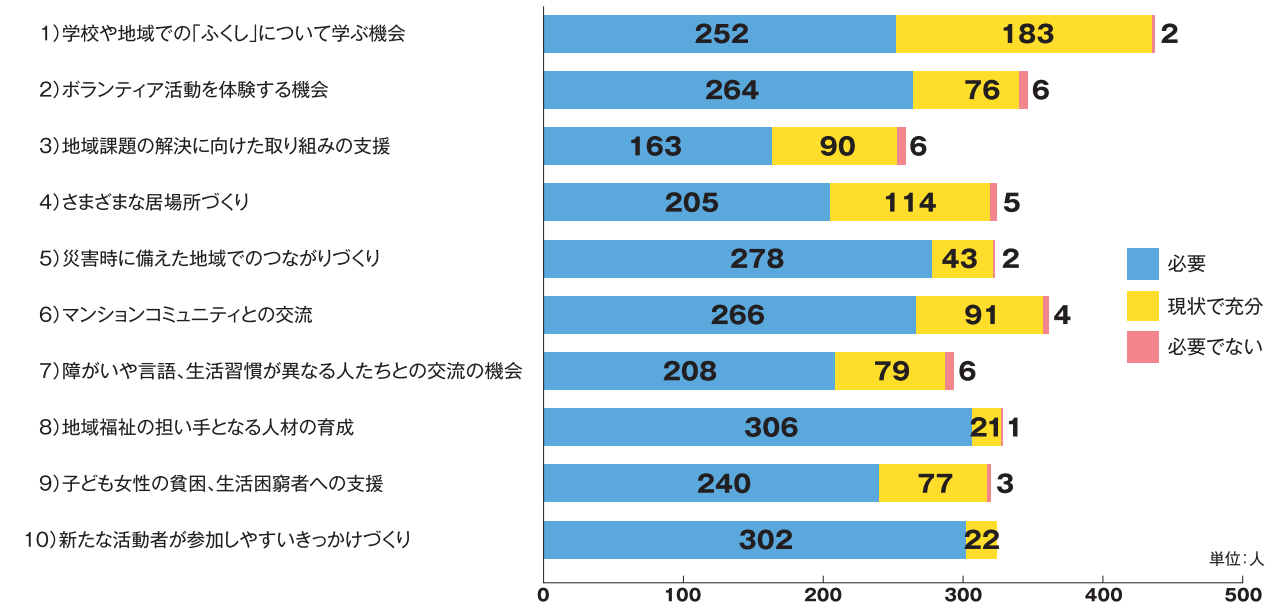
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象校園数	19校園	21校園	21校園	21校園

■地域福祉活動に関するアンケート調査「地域福祉の充実についての必要度」

地域福祉活動に関するアンケート調査では、「地域福祉の担い手となる人材の育成」及び「新たな活動者が参加しやすいきっかけづくり」が必要との意見が多くなっています。

※認知症サポーター:認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
※北区ボランティア・市民活動センター(愛称:北ボラ):ボランティア活動相談・支援依頼相談の受付・連絡調整・コーディネート、団体の活動支援、ボランティア保険の取り扱い、各種講座や学習会の開催、福祉教育の推進、その他情報提供・広報啓発事業などを行っている。

図表31 地域福祉の充実についての必要度



課題と方向性

- 福祉に関するまなび、ボランティアの体験が、福祉人材の育成や地域における福祉活動の担い手の確保にもつながることから今後も、さらなる機会づくり、場づくり、人づくりを進めていきます。

② 福祉人材の育成

実績

それぞれの地域における福祉課題の発見や共有の機会を通じて、地域理解が深まり、福祉意識や地域への愛着心の醸成につながっています。また、地域とさまざまな企業や事業所などが連携し、小地域活動の活性化が見られる地域もあります。

一方で、各地域においてマンションなど集合住宅の増加が顕著であり、マンション内外のコミュニティ形成の支援を進めています。

課題と方向性

- 転入者やマンション居住者へ、地域のつながりの必要性の理解を進めます。
- 今後も、地域福祉の視点を取り入れつつ、誰もが住み続けたいまちとなるよう地域への関心を高めていく取り組みを進めます。

3 これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容(第2期北区地域福祉計画)

北区では、第1期地域福祉計画の平成27年度より北区地域福祉推進会議(代表者による会議)と北区地域支援連絡会議(実務者による会議)を開催しています。

令和6年度は、両会議において、第2期計画における成果・課題などを踏まえ、第3期北区地域福祉計画における方向性の確認やさまざまな意見をいただくことができました。

1. 地域福祉推進会議

北区地域福祉推進会議(代表者による会議)は、福祉・医療・保健の各関係機関などと行政との連携を強化しながら、それぞれが担うべき役割を認識し、よりよい協働を推進するとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進を目的とし、北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認や北区地域福祉計画に関するPDCAの推進(計画の点検・見直し)など、総合的な地域福祉の推進に必要な検討を行っています。

主な役割	出席者
・北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認 ・市関係局・北区役所・の各施策・事業に係る提言 ・PDCAの推進(計画の点検・見直し)	・学識経験者 地域団体、医療団体、福祉関係機関などの代表者 ・北区役所(副区長、関係課長) ・北区社会福祉協議会

令和2年度	主な議題・内容
第1回 (8/11)中止 資料送付	(1)第2期大阪市北区地域福祉計画について (2)第1期計画の成果及び第2期計画における令和2年度の課題と方向性について
第2回 (3/19) 書面開催 資料送付	(1)北区地域福祉計画 令和2年度の成果と今後の課題について (2)新型コロナウイルス感染症の情勢下における地域活動者の活動状況についてのアンケート結果について

令和3年度	主な議題・内容
庁内調整 (6/10)	《改正》 ①医療関係に、医療3師会から各々区内2団体が参画している【制度面の改正】【運用面の改正】⇒区内に所在する医療関係団体とし、各団体の隔年での持ち回りとする ②実際の委員について、ほぼ全団体から会長クラスが参画している。【運用面の改正】⇒各団体からの代表推薦にあたり、他の団体との重複を避けるなど参画者の負担とならないよう検討を区より依頼 ③行政関係の委員について、位置付けの明確化とスリム化の検討が必要【組織内のガバナンス面の改正】 ・北区地域福祉推進全般の総括及び計画の進捗管理⇒区長より副区長に委任 ・一般福祉政策(計画の進捗管理、事業広報広報含む)⇒保健福祉センター所長及び福祉課長に集約

令和4年度	主な議題・内容
第1回 (6/30)	- 令和3年度地域支援連絡会議について - 大阪市北区地域福祉計画の令和2・3年度の成果と今後の課題について - 中間見直しについて - 第2期大阪市北区地域福祉計画 付帯意見について 後掲1 『気にかける』地域づくりの推進 後掲2
第2回 (3/14)	- 令和4年度地域支援連絡会議について - 第40回区政会議について 『気にかける』地域づくりについて

令和5年度	主な議題・内容
第1回 (7/26)	- 北区地域福祉計画の令和4年度の成果と今後の課題について - 令和5年度地域支援連絡会議について - 第3期北区地域福祉計画の策定に向けて(案) 第1期・第2期 北区地域福祉計画の推移 第3期 北区地域福祉計画ロードマップ - 区政会議報告(6月23日開催分)
第2回 (3/22)	- 北区地域福祉計画～この間の取り組みについて～ - 令和5年度地域支援連絡会議について(令和5年12月15日開催)会議概要、グループワーク意見(班ごと)、グループワーク意見(所属団体ごと)とりまとめの方向性 - 第3期 北区地域福祉計画の策定について 地域支援連絡会議グループワーク意見(取り組み3柱の意見振り分け)

■令和6年度(令和6年5月30日開催)

- 〈主な議題〉
- ・北区地域福祉計画の令和5年度の成果と今後の課題について
 - ・これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容について
 - ・第3期大阪市北区地域福祉計画策定の進捗について



第2期大阪市北区地域福祉計画 付帯意見
(令和4年6月)

後掲1

基本理念

人と人とのつながりと支えあいのまち北区
～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～

1. 地域でつながり支えあう活動の支援

- だれもが主体的に、地域での生活課題を発見し、課題の解決に向けた取り組みの活性化が図られるよう、今後も取り組みを支援するとともに、地域での日頃からの見守りや助けあい活動を進め、だれもがつながり支えあえる関係づくりを支援します。
- 多様な主体の福祉活動への参画と地域との交流ができる環境づくりを進めます。

- ✓ 従来の対面による地域福祉活動か、オンラインによる情報発信・収集か、といった二元論ではなく、両者のメリット・デメリットを精査した上での、ハイブリッドな地域福祉活動をめざすこと
- ✓ “継続は力なり!”をモットーに、行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、地道にこれまで築いてきた公民相互の“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努めること

2. “きめの細かい”相談・支援の充実

- 社会的に孤立することなく、専門家の助言を受けたり、必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしていくことができるよう、情報提供を進めます。
- 相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な時に利用できるよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱えた人・世帯を支援するため、施策横断的な課題解決に向けた取り組みを進めます。

- ✓ 社会的孤立を少しでも解消するためには、行政や福祉施設・専門機関などの多職種連携と、公助(行政・専門職)と地域住民の皆さんが連携協働して取り組む地域協働を進めること

3. ふくしのまなび

- だれもが安心して暮らすことができるよう、福祉意識の向上に取り組み、地域福祉への理解を促進するとともに、一人ひとりの人権を尊重し、共生していくことのできる地域づくりを推進します。
- これからの地域活動を推進するための人材の育成・確保の取り組みを進めます。

- ✓ キーワードは“対話(話しあい)”
住民一人ひとりの生活課題を身近な問題として捉え、住民と関係者などが連携・協働を図りながら解決するための話しあいの場づくりに努めること

『気にかける』地域づくりの推進にかかる取り組みの今後の方向性について 後掲2

区長会議 福祉健康部会課題決議事項(令和4年1月11日決議)

課題認識

- ・大阪市地域福祉基本計画の基本理念でもある「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となる。
- ・地域に「気にかける」ことができる人、地域の目を増やし、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、取り組みを通して、関係する区職員の感度の向上や区と地域の連携強化にもつなげていく。

決議内容

- ・各区においては、それぞれの実情や特性に応じた「気にかける」取り組みを推進するとともに、職員の感度の向上や地域との連携強化につなげていく。
- ・取り組みを途切れることなく進めるため、各区の地域福祉計画に改定のタイミングなどにおいて「気にかける」のキーワードを明記するなど、「気にかける」ことの視点や具体的な取り組み事例を盛り込むこととする。

**(例)●「時間の制約が少ない活動・取り組み」「気軽に参加しやすい取り組み」
●いわゆる「福祉」や「地域とのつながり」を前面に出した取り組みだけではなく、
防犯・防災やまちづくりなどに係る取り組みなども含む。**

- ・「気にかける」取り組みは、福祉分野で行われている取り組みに限らず、防犯や防災などさまざまな分野の取り組みを通して実践されているものであり、各区長におかれては、区横断的に「気にかける」取り組みが推進されるよう、ご留意いただきたい。
- ・各区の地域福祉計画はその案の作成にあたって有識者や地域関係者などさまざまな方々のご意見をいただきながら進められており、可能な時点から対応するものとする。

北区地域福祉計画における大切にしたい視点

『気にかける』地域づくりの推進

大阪市地域福祉基本計画の基本理念でもある「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となります。

CSW・地域福祉コーディネーターなどの地域の見守り活動や総合的な相談支援`つながる場`、『子ども110番運動』などの防犯への取り組みなども含め、さまざまな取り組みを通して地域に「気にかける」ことができる人、地域の目を増やし、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、これらの取り組みを通して北区職員の感度の向上や区と地域の連携強化にもつなげていきます。

2. 地域支援連絡会議

地域支援連絡会議(実務者による会議)は、さまざまな生活課題を抱えている人が社会的に孤立することなく、適切な助言を受け、必要なサービスを利用しながら、安心して生活を営んでいくことができるよう、相談体制・情報発信の充実を図るとともに、制度の狭間や、本人や家族を取り巻く中での複合的な課題が生じているなどの具体的課題の効果的解決に向けて、「福祉」・「保健」・「医療」の分野を越えた公民連携による検討や、包括的支援を実施するための情報交換を図ることを目的とし、北区特有の福祉課題の解決に必要とされる事項の検討を行っています。

主な役割	出席者
・北区の福祉課題における取り組み内容の共有 ・各地域における取り組み内容の共有	・学識経験者 ・地域福祉関係機関などの実務者 ・北区役所(関係課職員) ・北区社会福祉協議会 ・CSW、地域福祉コーディネーター など

■これまでの会議内容

令和2年度	内容
書面開催 (2/26)	(1)第2期大阪市北区地域福祉計画について (2)北区地域福祉計画 令和2年度の成果と今後の課題について (3)新型コロナウイルス感染症の情勢下における地域活動者の活動状況についてのアンケート結果について

令和3年度	内容
第1回 (3/14)	グループワーク ・コロナ禍で工夫してきたこと(またこれからの活動について、どのようにすれば良いか) ・コロナ禍での情報発信について、何が必要と考えますか。

令和4年度	内容
第1回 (12/19)	・概要版 第2期大阪市北区地域福祉計画 ・第二期大阪市北区地域福祉計画 2022(令和4)年6月30日決議 ・『気にかける』地域づくりの推進にかかる取り組みの今後の方向性について ・別紙 会議テーマに関するご意見など グループワーク ①多職種連携と顔の見える関係づくり 「複合的な課題を持つ相談者に対してどのような支援を行っていますか。また連携している先があれば教えてください」(専門職向け) 「相談を受けた場合、どの機関へ相談をつないでいますか」(地域向け) ②『気にかける』地域づくりの取り組み 「『気にかける』地域づくりという観点で、地域とどのような関わりを持っていますか」(専門職向け) 「『気にかける』取り組みについて、どのようなことを行っていますか」(地域向け)

令和5年度	内容
第1回 (12/15)	・第2期大阪市北区地域福祉計画の取り組み状況について ・令和4年度 地域支援連絡会議(会議録概要) ・「気にかける」から「気かけあう」地域づくりに向けて～孤独・孤立を防ぐために～ ・会議テーマに関する事前アンケート グループワーク 『「気にかける」から「気かけあう」地域づくりに向けて』 気にかけて、気かけあう ①行動や取り組みの内容 ②課題と感じたこと ③連携・協働について ④工夫・改善点・アイデア 会議まとめ 後掲3

■令和6年度 地域支援連絡会議(令和6年8月22日開催)

(内容)

「第3期北区地域福祉計画の策定に向けて」

・事務局より説明

・グループワーク(4班)

北区の地域福祉における現状や課題を踏まえ、5年から10年後を見据えた中長期的な視野に立ち、北区における地域福祉のあり方について、各分野の実務者である各委員より意見をいただき、第3期計画の参考とし、必要事項を反映することを目的にグループワークを実施。



令和5年度 地域支援連絡会議(とりまとめの方向性)

後掲3

第2期北区地域福祉計画

《取り組みの3柱》
令和4年度中間見直しにおける付帯決議

取り組みの柱①
地域でつながり支え合う活動の支援(R4付帯決議)

- ①-1 従来の対面による地域福祉活動か、オンラインによる情報発信・収集か、といった二元論ではなく、両者のメリット・デメリットを精査した上での、ハイブリッドな地域福祉活動をめざす。
- ①-2 「継続は力なり!」をモットーに、行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、地道にこれまで築いてきた公民相互の「顔の見える関係(支援ネットワーク)」の回復・拡大に努める。

取り組みの柱②
“きめの細かい”相談・支援の充実(R4付帯決議)

- ② 社会的孤立を解消するためには、行政や福祉施設・専門機関などの多職種連携と、公助(行政・専門職)と地域住民が連鎖協働して取り組む地域協働を進める。

取り組みの柱③
ふくしのまなび(R4付帯決議)

- ③ キーワードは“対話(話し合い)”住民一人ひとりの生活課題を身近な問題として捉え、住民と関係者などが連携・協働を図りながら解決するための話し合いの場づくりに努める。

《今後の課題・進め方》
令和4年度中間見直しにおける付帯決議

地域活動について

多様な福祉活動への参画、地域との交流を継続できるような環境づくりの進展、地域活動の情報共有の活発化によるモチベーションの保持

きめの細かい相談・支援について

さまざまな専門職と連携したアウトリーチの強化

情報発信について

ICTの活用と併せて、高齢者や障がい者など情報弱者に対する従来型の情報発信(広報紙や広報板など)の継続

《今後の取り組み方針 めざす3つのゴール》

- ①タスクゴール
当初目標の達成をめざす
- ②プロセスゴール
行政、専門職、住民の信頼関係形成により強化を図る
- ③リレーションシップゴール
地域福祉ネットワークの拡大と充実

令和4年度 地域支援連絡会議の今後の方向性「多種職連携」、「気にかける」

- ①あらゆる福祉課題や社会問題につながっている社会的な孤独・孤立を解消すること
- ②きめ細かい相談支援の充実で社会的な孤立を解消するために連携協働が必要
- ③孤独・孤立を解消するために連携すること、『気にかけて』いくこと
- ④まずは、お互いの仕事や役割を知り、認め、尊重し合うこと
- ⑤北区地域福祉推進会議で意識共有し、社会的な孤立の解消のための取り組み・発信を促進していくこと

令和5年度 地域支援連絡会議 グループワーク 「気にかけるから気かけあう」

- ①行動や取り組みの内容 ②課題と感じたこと ③連携・協働について ④工夫・改善点・アイデア

令和5年度 地域支援連絡会議の今後の方向性 「気にかけるから気かけあう」(案)

- ・『つながり』…………… つながりを意識化し、つながる範囲を広げ、次期ステージを作っていく。
- ・『気かけあう』…………… 意識を持って接し、お互いに「気かけあう」関係性を広げていく。
- ・『連携』…………… 顔見知りを増やし、つなぐ・つなげる関係性を構築していく。
- ・『取り組み・情報発信』…… 地域や活動主体に「気かけあう」取り組みや情報発信を促進していく。

4 第2期計画から第3期計画へ向けた取り組みの整理

第1期計画及び第2期計画による10年間の地域福祉の推進により、北区における地域福祉の取り組みの体制と仕組みづくりは継承され、区社会福祉協議会をはじめ、各関係機関相互の連携や小地域福祉活動が積極的に展開されてきました。引き続き、第2期計画の成果を継続していくとともに、第3期計画では、それらの体制や仕組みの情報提供を強化し、支援が必要な当事者とともに地域の中で、十分に行き渡らせていくことを進めます。

以上を踏まえたうえで、取り組みを今後も発展させていくため、第3期計画においては第2期計画の3本の柱をまとめ、統合的な計画とし、4本の柱に整理し第3期計画を推進します。

第2期計画

1 地域でつながり支え合う活動の支援

- 小地域での福祉活動の推進・強化
- 災害時にも支え合えるつながりづくり
- 企業や事業所との連携・協働の推進

2 “きめ細かい”相談・支援の充実

- 相談・支援(サービス)の充実

3 ふくしのまなび

- 小地域での福祉活動の推進・強化
- 災害時にも支え合えるつながりづくり
- 企業や事業所との連携・協働の推進

第3期計画

1 住民一人ひとりが主体となって、ともに支え合う地域づくり

- 地域コミュニティ、防災、防犯

2 一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実

- 包括的相談支援、アウトリーチ

3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」づくりへ

- 地域づくり、参加支援

4 多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行うしくみづくり

- 多機関連携

北区のこの間の取り組みを継続し、
地域共生社会の実現に向けて、取り組みを推進します。

第3章 第3期大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱

基本理念

全ての人がつながり、支えあって生きるまち 北区

～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

大切にしたい視点

気にかける・
気にかあう
地域づくり

だれもが地域で
つながり支えあう
まちづくり

だれもが
「地域の参加者」
「ふくしの担い手」

個性と多様性を尊重
し、互いを認めあい
共生するまち

地域団体、NPO、
企業などの強みや
特性を活かす
交流と連携の促進

「ふくしのまなび」から
生まれた場を
はぐくむ・つなげる

取り組みの柱

1 住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり

2 一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実

3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」づくりへ

4 多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり

1 基本理念

大阪市の都心部である北区では、都心回帰の流れの中、新たな開発による大規模マンションなどの建設が進み、また、2024年のうめきた第2期開業をはじめとする区内での大規模な都市開発、2025年の大阪・関西万博開催などに伴い、今後も著しい人口の流出入が進むものと予想されます。これらの影響により、北区においては、子育て世帯の増加が進む一方、区内の単独世帯は6割を占めるなど、ひとり親世帯や高齢者の単独世帯の割合についても今後も一層増加すると思われます。

このような中、少子高齢化の進展や経済・社会的格差の拡大、地域のつながりの変容など、この間、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、地域における福祉課題はより一層多様化・複雑化しています。

とりわけ、2020年に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、生活困窮や孤独・孤立が社会問題化するなど、わが国の社会全体に多大な影響を与え、地域社会における生活・活動もコロナ禍以前とは大きく変容することとなりました。対面でのコミュニケーションを基本とする地域の福祉活動が大きな制約を受ける中、第2期計画においては、令和4年度において「気にかける地域づくりの推進」を新たな視点として掲げるなどの見直しを行い、地域、企業、福祉関係機関などと行政が連携しつつ創意工夫を行い、地域福祉活動を継続してきました。

第3期北区地域福祉計画においては、将来ビジョンに掲げる将来像「人が集い、共に支えあい、絆をはぐくむまち」を具現化したまちの姿「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」の実現のため、コロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」も踏まえ、

全ての人がつながり、支えあって活きるまち 北区
～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

を基本理念とし、人と人との繋がりが相互に支えあうことにより、個人が尊重され自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

2 大切にしたい視点

基本理念のもと、つぎのような視点を大切にしていきます。

(1) 「気にかける・気かけあう」地域づくりの推進

【地域における共助・共生の視点】

【排除抑止・権利擁護・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の視点】

地域に暮らすだれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりの実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化に気づくことが出発点となります。さらには、普段からお互いを気づかい、支えあうつながりを持つことが大切です。

身近に暮らすもの同士が、互いに「気かけあい」、支えあうつながりを持つことで、災害など

の非常時における安否確認や救助活動、高齢者の孤立による困窮や孤独死、子どもや障がい者への虐待の防止などにつながります。

一方、地域には、援助を必要としながら、さまざまな場所や場面で排除され孤立している人々が存在します。また、認知症高齢者や障がい者など判断能力が十分でない人には、自ら意思決定し自己実現を可能とするための適切な相談支援が必要です。

地域に暮らす一人ひとりが、お互いの存在を意識し変化に気づくこと「気にかける」と、お互いを思いやり支えあう「気かけあう」視点を大切にするこ

(2) だれもが地域でつながり支えあうまちづくり

【新たな地域コミュニティづくりの視点】

大阪市の都心部である北区では、大幅な人口流出入や、一方で高齢者の単独世帯や子育て層の増加などが続いてきました。それらの影響により、地域における人と人とのつながりの希薄化や、大規模マンション建設などに起因する新たな住民コミュニティの形成など、地域におけるコミュニティは、この間、大きく様変わりしています。近隣の関係づくりによる日頃からの見守り体制の構築や、コミュニティ間の連携促進の視点に立って、全ての住民が地域で孤立することなく、だれもが地域でつながり、支えあって暮らせるまちづくりをめざします。

(3) だれもが「地域の参加者」「ふくしの担い手」

【住民主体の福祉コミュニティ形成の視点】

より良い地域づくりに向け、住民一人ひとりが主体として参加し、さまざまな課題の解決に向け協働することが重要となります。地域でともに暮らすだれかが困難を抱えたときには、地域で支えを受け、支える担い手となれるよう、全ての住民が地域の一員として社会のつながりを持ち、住民同士が困った時はいつでも支えあうことのできる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりと福祉コミュニティ形成の視点に立って、地域づくりを進めていきます。

(4) 個性と多様性を尊重し、互いを認めあい共生するまち

【人権尊重と多様性・共生の視点】

北区には、高齢者、障がい者、子ども、外国にルーツを持つ人、LGBTQ+など、多様な背景や個性を持つ人たちが暮らしています。年齢や性別、国籍、社会的立場などの違いに関わらず、一人ひとりが地域社会の一員としての多様性を理解しあい、互いの人権を尊重する視点を大切にし、ともに生き、ともに暮らせる共生社会の実現をめざします。

(5) 地域団体、NPO、企業などの強みや特性を活かす交流と連携の促進

【多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点】

北区には、誇るべき歴史や伝統文化と、各々の地域の特性に根ざした活動を多年にわたりはぐくみ伝えた団体と団結力があります。また、多くの企業や医療機関、社会福祉や子育て支援事

業者、近年ではさまざまな目的・特色を持った活動を展開するNPOが存在します。こうした活動団体や組織のそれぞれの強みや特性、魅力を活かした連携や協働によりまちづくりを進める「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)」の視点に立って、北区における地域福祉を推進します。

(6) ふくしのまなびから生まれた場をはぐくむ・つなげる

【福祉人材の育成と地域社会への参加支援の視点】

「福祉のこころ(福祉マインド)」をはぐくむためには、福祉に関する制度などへの理解や知識を習得し深めることや、さまざまな福祉の実践の場の現状や取り組みを知ることが求められます。また、ともにまなびあうことを通じて生まれた人と人とのつながりと共感を、地域における福祉活動の実践の場へと発展させていくことが地域の福祉力を高めることにつながります。幅広い世代・属性の住民に対し、さまざまな取り組みやアプローチを通じて、福祉をまなび、地域の課題をみんなで考える場をつくり、こうしたまなびの場を継続・発展させ実践につなげる視点を大切にすることで地域課題の解決をめざします。

3 取り組みの柱(基本目標)

取り組みの柱 1

住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり (地域コミュニティ・防災・防犯)

北区においては、古(いにしえ)からの地縁や地域活動などにより形成された地域コミュニティが多数存在し、各々の地域の特色ある歴史や伝統文化、相互の見守りや助けあいなど住民同士の密接なつながりを継承してきました。一方で、区内ではこの間大規模マンションの建設などの都市開発が続いており、この傾向は、2024年のうめきた2期先行まちびらき、2025年の大阪・関西万博開催により一層加速することも予測されます。

このような都心回帰志向による急激な人口流入に起因した新たな住民コミュニティの形成が進んでいること、また、昨今の近隣関係の希薄化などともあいまって、北区における地域コミュニティの有様は、この間大きく変化を遂げています。他方、大阪市の都心部である北区においては、医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地する特性も有しています。

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことです。北区における地域共生社会の実現に向け、自分たちが住んでいる地域をより良くしていきたいという住民の思いをつなげ、地域住民が主体的に地域での課題を発見し、解決に向けた活動が「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと進められる取り組みを支援していきます。

また、従来から継続する地域コミュニティと、大規模開発などにより形成される新しいマンションコミュニティや、子育て、防災・防犯、地域おこしなどの目的によりつながり形成された新たな形態のコミュニティなど、多様なコミュニティの活性化や連携、さらには、区内企業・事業所などを含む多様な主体の地域活動への参画と交流が促進される環境づくりを進めます。

将来イメージ

- ・住民が主体となって地域課題について話しあい、相互のつながりあい・支えあいによる地域福祉活動が進んでいる。
- ・世代や属性を超えた日頃からの交流や見守り、助けあい活動により、災害や緊急時の備えが充実している。
- ・地域福祉に関する多様な主体の参画による「新たなつながり」が広がっている。
- ・地域での多様な取り組みがすべての区民に情報提供され、共有されている。

主な取り組み

- ・少子高齢化の進展や、大規模マンションなどの増加などにより、希薄化しつつある地域での住民同士のつながりを活性化し、住民が主体となって地域の課題を話しあい、取り組みを計画し行動する地域福祉コミュニティ形成を支援します。
- ・身近な地域で暮らすもの同士が、お互いを気かけ、つながりを持つことにより、普段の見守りや災害時における安否確認・救助活動などに役立てる「気にかける・かけあう」地域づくりを進めます。
- ・子育て、防災・防犯、まちづくりなど、各々の課題意識や目的によって生まれ、結ばれた新たな地域コミュニティ活動を支援し、住民が自ら主体となって地域課題を解決していく仕組みづくりを進めます。

1 地域課題の解決に向けた取り組みの支援 (小地域計画の策定・推進)

- ・各地域における福祉課題の解決に向けて積極的に取り組む活動を支援するため、小地域福祉活動計画に基づく活動が拡大、充実するように支援します。
- ・住民が地域における福祉課題を話しあうためのワークショップなどに参加し、住民自らが主体となって意見を出しあい、解決に向けて協働していく場づくりを支援します。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、すべての区民へ情報提供を促進します。

2 地域コミュニティの活性化と多様なコミュニティ活動の 担い手の連携の促進(コミュニティ活性化)

- ・マンション内の居住者同士のつながりづくりや、マンション内外の交流、連携を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域のさまざまな取り組みや相談窓口などの情報を多くの区民へ届けられるよう、マンションなどと連携し周知・広報に取り組みます。

3 地域における安全・安心の取り組み(防犯・見守り)

- ・区内の児童生徒の通学・帰宅時の安全確保や犯罪などから身を守るため、青色防犯パトロール車などによる巡回・啓発の継続、北区独自のこども110番運動の拡充に努めます。
- ・区民の安全・安心な暮らしを守るため、特殊詐欺、子どもが関連する犯罪などの犯罪抑止のため、青色防犯パトロール車による巡回・啓発、百歳体操など地域活動の機会を捉えての特殊詐

欺などに対する防犯啓発を行います。

- ・地域のまちなみの良好な環境や風紀・景観、路上の安全を守るため、各警察署と連携し、違法駐輪啓発や交通ルールの遵守の呼びかけなど、防犯・交通安全啓発を行います。

4 災害時にも支えあえるつながりづくり(防災)

- ・日頃からの見守り活動を推進し、災害時の避難支援にもつなげられるよう支援するとともに、防災訓練などを通じ、災害時などの要援護者支援の取り組みを強化します。
- ・災害時における要援護者などへの配慮(帰宅困難者対策を含む)について、関係機関などとの連携による取り組みを進めます。
- ・大規模災害時に、北区社会福祉協議会において、大阪市との協定に基づき北区災害ボランティアセンターを設置し、被災地ボランティアの活動拠点として災害ボランティア活動を円滑に推進するとともに、災害ボランティアセンター運営支援者の育成やスキルアップ支援を行います。

取り組みの柱 2

一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな、相談・支援の充実 (包括的相談支援)(アウトリーチ)

急激な少子高齢化の進展により、北区においても一人暮らしや認知症など、さまざまな問題を抱え、支援を必要とする高齢者が急増しています。一方、急激な人口流入に伴う子育て世帯の増加などによる子育てニーズの増大とともに、子どもの貧困や虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

また、地域には、このような高齢者、子どもや子育て世帯のほか、ひとり親世帯、障がいを持つ人、経済的困窮にある世帯、外国にルーツを持つ人など、年齢、性別も含めさまざまな属性、言語や文化的背景を持つ住民がともに生活しており、各々が抱える課題も、制度の狭間にあったり複数にまたがる場合も多々見られます。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」が挙げられています。

北区においては、このように制度の狭間や複合的な課題を抱えた住民・世帯を支援するために、属性を問わない包括的な相談・支援体制づくりなど、施策横断的な課題解決に向けた取り組みをさらに推進していきます。

また、さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができるよう、日常からの見守りや相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、各々の個性と尊厳が尊重され、地域において自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護※の取り組みを推進していきます。

さらに、すべての住民に対し、必要な情報が適切に届くよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。

※権利擁護：判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

将来イメージ

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者・困難な課題を抱えた女性など、支援を必要とする区民に対し、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制が構築されている。
- ・子ども・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する虐待防止や判断能力が不十分な人への支援対応など、権利擁護と意思決定や自己実現のための相談支援、安心・安全の確保などの体制が整っている。
- ・子育て世帯や子ども・青少年が暮らしやすい取り組みが進んでいる。

主な取り組み

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者など、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する包括的な相談支援や権利擁護体制を、地域福祉課題に携わる関係機関や団体との連携促進を図りつつ構築・充実していきます。
- ・地域福祉に関する各種制度や相談体制など、支援に必要な情報が当事者に的確に届くとともに、支援者間や区民にもあまねく共有されるよう情報発信の取り組みを強化します。

1 地域における見守り・相談支援体制の充実 (見守り相談室・民生委員・児童委員活動)

- ・地域の身近な相談窓口や見守り機能体制の充実を図るため、「見守り相談室」を設置・運営し、高齢、障がい、難病などの要援護者名簿を整備し、地域における普段からの見守り活動に活用するとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、包括的相談支援・権利擁護体制と、きめ細やかな見守りネットワークの構築・充実を進めます。
- ・地域住民の身近な相談窓口として各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、課題解決に向けた他機関との連携や緩やかな見守り支援を行います。
- ・CSW、地域福祉コーディネーター、区役所職員や警察・消防など行政機関などが参加する連絡会を毎月開催し、情報共有の充実や新たなネットワークの形成による見守り・相談支援機能の強化を進めるとともに、有識者を招聘して事例検討会を実施するなど、さまざまな研修や情報提供の場を充実し、各々のさらなる専門性のスキルアップを図ります。
- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員と行政、社会福祉関係団体などの連携を強化し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる区民に対し、アウトリーチも含めた支援体制の充実を図ります。

2 地域で安心して暮らすことのできる支援の充実 (障がい者地域自立支援・高齢者包括支援・生活困窮者自立支援)

- ・障がい者(児)とその家族への相談・支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターや地域自立支援協議会を活用し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに関する専門機関との連携を強化します。
- ・地域包括支援センター・ランチと行政、社会福祉関係団体などが連携し、地域における高齢者の見守りと相談支援体制をより一層強化します。また、地域包括支援センターを含む認知症の相談窓口の周知と認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを積極的に行い、認知症の早期発見と迅速な対応及び、住民自らの認知症予防の取り組みを進めます。